

**令和9年度
高等学校奨学生予約募集要項**

公益財団法人鹿児島県育英財団

目 次

令和9年度高等学校等奨学生募集要項（予約募集）	1～4
別紙1 貸与額算定基準額の算定方法 （高等学校奨学金「学力基準ア」の場合）	5
別紙2 貸与額算定基準額の算定方法 （高等学校奨学金「学力基準イ」の場合）	6
参考資料 生計維持者について	7
参考資料 所得額課税額証明書について	8
第1号様式 奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生予約募集）	9～10
第2号様式 奨学生推薦書（高等学校等奨学生予約募集）	11
別紙様式1 施設等在籍・退所証明書	12
別紙様式2 給与支給（見込）証明書	13
別紙様式3（学校用） 奨学金貸与申請者一覧（高等学校等奨学生予約募集）	14
別紙様式4（市町村教育委員会用） 奨学金貸与申請報告書（高等学校等奨学生予約募集）	15
学校コード一覧	16～17
住所コード一覧	18
奨学金貸与申請書記入例	19～20
令和9年度高等学校等奨学生予約募集申請用チェックシート	21
奨学金関係Q & A	22～23

令和9年度 高等学校奨学生募集要項(予約募集)

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 貸与月額

区分	通学区分	貸与月額(予定)
国公立	自宅	18,000円
	自宅外	23,000円
私立	自宅	30,000円
	自宅外	35,000円

(注1) 通学区分の「自宅」とは、生計維持者*と同居し通学する場合で、「自宅外」とは、生計維持者と別居し寮などから通学する場合である。

※ 生計維持者とは、申請者の父及び母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。

生計維持者となる者の例については、参考資料「生計維持者について」を確認すること。

(注2) 高等専門学校は、原則、対象外とする。奨学金を希望する場合は、日本学生支援機構の奨学金を申請すること。ただし、日本学生支援機構の採用基準を満たさないとと思われる場合は、申請前に学校を通じて当財団に相談すること。

2 貸与期間

- (1) 貸与期間は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）の卒業までの正規の修学期間とする。
- (2) 奨学生に休学・退学等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から貸与を休止又は取り消す。
- (3) 奨学生となった後に生計維持者が県外へ転居した場合（単身赴任を除く。）は、貸与を取り消す。

3 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、令和9年4月に高等学校等に進学しようとする者

4 奨学生の選考基準

応募の資格を有し、人物及び学力の基準を満たす者について学校長が推薦し、推薦された者の家計を含め、総合的に審査・選考を行う。

(1) 人物

次のア～ウの各号の全てに該当する者

ア 途中で学業を放棄することがないと思われる者

イ 学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

ウ 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

(2) 学力基準

次のア又はイの基準を満たす者

ア 中学校1～2年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が5段階評価で3.0以上である者

イ アには該当しないが、勉学意欲がある者

(3) 家計基準

ア 学力基準アに該当する場合

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 189,400 円以下 であること。

(貸与額算定基準額の算定方法は 別紙 1 を参照)

イ 学力基準イに該当する場合

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 51,300 円以下 であること。

(貸与額算定基準額の算定方法は 別紙 2 を参照)

5 提出書類等

(1) 申請者が在学する又は卒業した中学校、義務教育学校又は特別支援学校の中学部（以下、「中学校等」という。）へ提出するもの

提出期限 各中学校等が定めた日

ア 全員が提出するもの

(ア)	奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：予約募集）（第 1 号様式）
(イ)	生計維持者の令和 8 年度（令和 7 年分）所得額課税額証明書（原本）又は 世帯全員分の名前が記載された生活保護受給証明書（原本） ※ 所得額課税額証明書は、①～⑦の項目が記載された証明書の発行を依頼すること。 ただし、②、③の記載がない場合は、それぞれ 0 円として審査を行う。 ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族数及び内訳 ⑤控除等に係る本人該当区分 ⑥合計所得金額 ⑦総所得金額等 ※ 生活保護受給証明書は、市町村役場又は福祉事務所が発行するものとする。
(ウ)	令和 9 年度高等学校等奨学生予約募集申請用チェックシート

所得額課税額証明書について

「所得額課税額証明書」は、令和 8 年 1 月 1 日時点で居住している市区町村から発行されるが、書類の名称が異なる場合がある。

また、上記（イ）に記載した項目が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村もあるため、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認すること。

イ 該当者のみ提出するもの

	該当区分	提出書類
(ア)	児童養護施設等に入所している者 (18 歳となる前日まで入所していた者も含む。)	入所等を証明する書類（原本） 【施設長等が記入した別紙様式 1 又は施設長等が発行する施設等在籍証明書、児童（里親）委託証明書等】
(イ)	里親に養育されている者	
(ウ)	失業中の場合（希望者のみ） (令和 7 年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	離職日の確認できる書類 【離職証明書、雇用保険被保険者離職票の写し、解雇通知書等】

(エ)	収入が著しく減少した場合 (希望者のみ) (令和7年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	申請時から向こう1年間の収入見込み額が分かる証明書(原本) 【会社等が記載した別紙様式2又は会社等独自の様式】
-----	---	--

(ウ)、(エ)については、審査の結果、貸与額算定基準額が基準額を満たさず、減少後の収入額で再審査を希望する場合のみ提出すること。

その他、育英財団が必要と認める書類の提出を依頼する場合がある。

(2) 学校が作成するもの

ア	奨学生推薦書(高等学校等奨学生:予約募集)(第2号様式)
イ	奨学金貸与申請者一覧(高等学校等奨学生:予約募集)(別紙様式3)

6 申請の手続及び提出期限等

(1) 中学校等から市町村教育委員会へ(県内市町村立中学校等以外は、直接当財団へ)

提出期限:各市町村教育委員会が定めた日

学校長は、申請者から提出された書類を精査の上、応募の資格を有し、人物及び学力のそれぞれの基準を満たす者について、5の(2)で作成した「奨学生推薦書」及び「奨学金貸与申請者一覧」を添付して推薦すること。

なお、希望者がいない場合も「奨学金貸与申請者一覧」の氏名欄に「該当なし」と記入し、提出すること。

(2) 市町村教育委員会から当財団へ

提出期限:令和8年10月16日(金)

学校長から提出された申請書類を確認の上、別紙様式4「奨学金貸与申請報告書」を作成し、提出する。希望者がいない場合も必ず提出すること。

7 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会で選考する。

8 採用候補者の認定及び通知

選考の結果、募集人員の範囲内で採用候補者を認定し、令和8年12月末までに(県内市町村立中学校等にあつては市町村教育委員会を経て、その他の学校は直接)中学校等の長へ通知する。

9 採用決定までの流れ

(1) 中学校等在学時

「奨学金振込口座届」(上記8の通知と併せて送付)を期日までに学校に提出する。

(2) 高等学校等進学後

令和9年4月に、進学先の高等学校等を通じて在学を確認後、「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付する。採用候補者は必要事項を記入の上、学校に提出すること。学校から当財団への提出が確認され次第、正式に採用決定となる。

また、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、第一・第二連帯保証人が必要となり、両連帯保証人の印鑑登録証明書の提出も必要となることから、事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持つておくこと。

なお、決められた期日までに、「誓約書・奨学金借用証書」の提出のない場合や、不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補の認定を取り消す。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任すること。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）や再生債務者及び未成年者は選任できない。（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任すること。）
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任すること。

10 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、**貸与終了後は返還の義務がある。**
- (2) 返還開始時期は、高等学校等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することとする。
- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は、**申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。**
 - ア 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過後のときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - イ 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
 - ウ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

区分	通学区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
国公立	自宅	18,000 円	648,000 円	130 回以内	5,000 円以上
	自宅外	23,000 円	828,000 円	124 回以内	6,700 円以上
私立	自宅	30,000 円	1,080,000 円	144 回以内	7,500 円以上
	自宅外	35,000 円	1,260,000 円	150 回以内	8,400 円以上

* 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

11 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

貸与額算定基準額の算定方法

(高等学校奨学金「学力基準ア」の場合)

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 189,400 円以下 であれば、家計基準を満たします。

$$\begin{aligned} \text{「貸与額算定基準額」} &= \text{①「課税標準額」} \times 6\% - \text{②「市町村民税調整控除額」} \\ &\quad (\text{※100 円未満切捨て}) - \text{③「多子控除」} - \text{④「ひとり親控除」} - \text{⑤「通学控除」} \end{aligned}$$

※ 市町村民税所得割が非課税の場合及び生活保護受給世帯は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が 0 円とみなします。

ただし、ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。よって、これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は 0 円にならない場合があります。

①「課税標準額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

市区町村によって様式が異なり、課税標準額の記載方法が異なる場合があります。

課税標準額（総合分）と課税標準額（分離分）が分かれて記載されている場合は、合計した額となります。

②「市町村民税調整控除額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0 円として審査します。

③「多子控除」

生計維持者が 2 人を超える子どもを扶養している場合、2 人を超える子ども 1 人につき 40,000 円を控除します。

申請日時点において、生計維持者が扶養する子どもの数で判断します。

例：生計維持者が申請者と、中学生の弟、小学生の妹の 3 人を扶養している場合の控除額

(3 - 2) 人 × 40,000 円 = 40,000 円となります。

④「ひとり親控除」

ひとり親世帯に該当する場合に、40,000 円控除します。

⑤「通学控除」

全員に対し、22,000 円控除します。

貸与額算定基準額の算定方法

(高等学校奨学金「学力基準イ」の場合)

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 51,300 円以下 であれば、家計基準を満たします。

$$\begin{aligned} \text{「貸与額算定基準額」} &= \text{①「課税標準額」} \times 6\% - \\ &\quad (\text{※100 円未満切捨て}) \quad (\text{②「市町村民税調整控除額」} + \text{③「市町村民税調整額」}) \end{aligned}$$

※ 市町村民税所得割が非課税の場合及び生活保護受給世帯は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が 0 円とみなします。

ただし、ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。よって、これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は 0 円にならない場合があります。

①「課税標準額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

市区町村によって様式が異なり、課税標準額の記載方法が異なる場合があります。

課税標準額（総合分）と課税標準額（分離分）が分かれて記載されている場合は、合計した額となります。

②「市町村民税調整控除額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0 円として審査します。

③「市町村民税調整額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0 円として審査します。

生計維持者について

生計維持者とは、原則申請者の父母（父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している者）です。

《生計維持者となる者の例》

Ⅰ 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居	<u>父母（2名）</u> ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・申請者自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	<u>父母（2名）</u> ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	<u>申請者の生活を支援する父又は母（1名）</u>
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	<u>同居している父又は母（1名）</u> ※申請者と別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名となります。
2	父母が離婚後、再婚（事実婚を含む）している	<u>父又は母と再婚相手（2名）</u>
Ⅳ 父母と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	<u>左記に該当しない父又は母（1名）</u>
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	<u>主に支援をしている親族（1名）</u> ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	<u>意思疎通できる父又は母（1名）</u> ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
Ⅴ 申請者が生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所している（いた）又は里親に養育されている（いた）	<u>申請者（1名）</u> ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、申請者（1名）が生計維持者となります。
2	申請者が結婚しており、申請者が納税手続きにおいて配偶者を扶養している	<u>申請者（1名）</u>

（注1）上記に該当する例がなく、生計維持者の判断ができない場合は、育英財団へお問い合わせください。

（注2）生計維持者は、無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合も関係なく、所得額課税額証明書の提出が必要です。

（注3）事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

所得額課税額証明書について

家計基準となる貸与額算定基準額は、提出された所得額課税額証明書に記載してある課税情報等に基づいて算定し、審査を行います。
所定の項目①～⑦が記載された証明書を提出してください。

◆所得額課税額証明書の一例 ※様式は、市町村によって異なります。

令和 ● 年度 (令和 ● 年度分) 市民税・県民税 所得額・課税額証明書

賦課期日住所 賦課期日氏名

※名称が市町村により異なる場合があります。

所得等の内訳	所得金額(円)	所得等の内訳	所得金額(円)	所得控除の内訳	所得控除額(円)	扶養・本人区分等	②・③ 税額控除額(円)
給与収入 ●●●●●●●●		雑 医 療 損 費				同一生計配偶者 (内同居) 老 人 特 定 その他 16歳未満 (内同居) 特別障害 者 その他障害 0人	区 分 市 民 税 県 民 税 調 整 控 除 1,500 1,000 税 額 調 整 額 0 0 配 当 控 除 0 0 生 宅 借 入 途 等 特 別 控 除 0 0 寄 付 金 控 除 0 0 外 国 税 額 控 除 0 0 配 当・譲渡利控除 0 0 以 下 余 白
公的年金等収入 ●●●●●●●●		社 会 保 険 料 小 規 模 企 業 生 命 保 険 料 地 震 保 険 料			④	本 人 ひとり親	
給与(調整控除後)	●●●●●●●●	寄 付 金 人 本 人 配 偶 者 特 別 扶 養 基 礎			⑤		
以下余白							
	⑦	総 所 得 金 額 ●●●●●●●●		所得控除合計(円)	●●●●●●●●		
	⑥	合 計 所 得 金 額		① 課 税 標 準 額 (円)	500,000		

①課税標準額
「課税総所得金額」など、
例とは別の表現で記載されて
いる場合もあります。

②市町村民税調整控除額
控除がない場合、記載が省
略されている場合があります。
記載がない場合は、0円とし
て審査します。

③市町村民税調整額
控除がない場合、記載が省
略されている場合があります。
記載がない場合は、0円とし
て審査します。

④扶養扶養親族数及び内訳
⑤本人該当区分
⑥合計所得金額
⑦総所得金額

【注意事項】
「所得額課税額証明書」の名称及び様式は、各市町村によって異なります。
所定の項目①～⑦が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村がありますので、交付を受ける
際は、市区町村の税担当窓口へ確認してください。

奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：予約募集）

※裏面の保護者自署欄以外は、全て申請者（生徒本人）が記入すること。

学校名	市 町 村 立	中学校 学 園 義務教育学校	学校 コード						
氏名	フリガナ	生年月日	昭和 平成	年	月	日			

家族住所等	〒	—	鹿児島県							
	住所 コード									
	アパート名 (マンション) 部屋番号					電話番号	—	—		
					※携帯電話番号を記入 した場合は、続柄		()			
※ 入学後の通学区分		自宅通学 ・ 自宅外通学								

進学希望校	名称	※ 国公立・私立		学科名	
	※ 全・定・通				
	貸与開始から卒業までの正規の修学期間		令和 9 年 4 月から令和 年 3 月まで (年間)		

※世帯の状況	・ひとり親世帯（※再婚している場合は除く。） ・生活保護受給世帯 ・ 児童養護施設等入所 ・ 該当なし
--------	--

生計維持者について					※生計維持者は申請者の父母（2名）です。（ひとり親世帯等を除く。） 父母がいない場合は、これに代わって家計を支えている者となります。		
	本人との 続柄	氏名	年齢	※所得額課税額証明書を提出する場合は記入			
				課税標準額	市町村民税調整控除額及び 市町村民税調整額		
1					調整控除額 円	円	
2					調整控除額 円	円	

生計維持者が扶養する子どもについて						
	本人との 続柄	氏名	年齢	在学学校		育英財団の奨学生又は返還中 の場合は奨学生番号（7桁） を記入してください。
				学校名	学年	
1	本人					
2						
3						
4						
5						
6						
7						

奨学金貸与申請に至った家庭の生活状況やその他特記すべき事情を詳しく記入してください。

高等学校等での目標（頑張りたいことや希望進路等）を100文字以上で記入してください。

奨学金は、給付型（もらう）ではなく、貸与型（借りる）であり、卒業後は、必ず返還が必要となります。卒業後の奨学金返還の計画、決意を記入してください。

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与して下さるよう申請します。

令和 年 月 日

本 人 氏名
(本人自署)

保護者 氏名
(保護者自署)

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

【注意事項】

- (1) ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- (2) 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。
- (3) 「貸与開始から卒業までの正規の修学期間」欄は、看護学科の場合5年間、通信制・定時制の場合4年間。

* 御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

奨学生推薦書（高等学校等奨学生：予約募集）

氏 名	フリガナ		中学校等名	立	中学校
					学園
	義務教育学校				
人物評価	※ 該当するものに☑を記入すること。（全てに該当する者のみ推薦できます。）				
	☐	途中で学業を放棄することがないと思われる者である。			
	☐	学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者である。			
	☐	奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者である。			
学業成績	1 年次①	[.]	平均 (①+②) / 2		
	2 年次②	[.]	[.]		
	※ 中学校等 1・2 年次相当学年の成績（全履修教科・科目の 5 段階評定の平均値）を記入すること。 （小数第二位を四捨五入。） ※ 評定が出せない場合は、「評定なし」と記入してください。				
推薦所見	※ 学業成績が3.0未満の場合のみ、申請者の学習態度や勉学意欲などを記載してください。				
上記の者は人物・学力ともに優良であって、学資の支弁が困難ですので、貴財団の奨学生として適当と認め推薦します。 令和 年 月 日 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿 中学校等名 学 校 長 名 作 成 者 名 印					

* 御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

別紙様式 2

給与支給（見込）証明書

住所 _____

氏名 _____

上記の者に対する _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月までの給与等の支払い（見込みを含む）は下記のとおりとなります。

雇用年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

支給年月	支給額（円）	備考
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
賞 与 (月)	,	
賞 与 (月)	,	
賞 与 (月)	,	
合 計	,	

（注）総支給額を記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所
会 社 名
代表者名



奨学金貸与申請者一覧（高等学校等奨学生：予約募集）

令和 年 月 日

学 校 名 _____

学 校 長 名 _____

電 話 番 号 _____

担当者氏名 _____

氏 名	備 考
合 計	人

（ 枚目／ 枚中）

奨学金貸与申請報告書（高等学校等奨学生：予約募集）

令和 年 月 日

教育委員会

電話番号 _____

担当者氏名 _____

中学校等名	申請者数	備考
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
	人	
合 計	人	

（ 枚目／ 枚中）

学校コード一覧

中学校名	学校コード
鹿児島市立吉田北 中学校	510309
〃 吉田南 中学校	510318
〃 郡山 中学校	512307
〃 緑丘 中学校	510192
〃 吉野 中学校	510012
〃 吉野東 中学校	510255
〃 坂元 中学校	510210
〃 清水 中学校	510021
〃 長田 中学校	510030
〃 甲東 中学校	510039
〃 城西 中学校	510048
〃 明和 中学校	510201
〃 武岡 中学校	510273
〃 武 中学校	510057
〃 西陵 中学校	510264
〃 甲南 中学校	510066
〃 天保山 中学校	510075
〃 鴨池 中学校	510084
〃 南 中学校	510093
〃 紫原 中学校	510102
〃 西紫原 中学校	510219
〃 伊敷 中学校	510111
〃 伊敷台 中学校	510291
〃 河頭 中学校	510120
〃 桜島 学校	510300
〃 松元 中学校	512298
〃 谷山 中学校	510147
〃 東谷山 中学校	510228
〃 和田 中学校	510156
〃 福平 中学校	510165
〃 鍋山 中学校	510174
〃 谷山北 中学校	510183
〃 皇徳寺 中学校	510282
〃 星峯 中学校	510246
〃 桜丘 中学校	510237
〃 喜入 中学校	512154
〃 鹿児島玉龍 中学校	500038
三島村立三島硫黄島 学園	500224
〃 三島竹島 学園	500232
〃 三島大里 学園	500240
〃 三島片泊 学園	500259
十島村立中之島 学園	510363
〃 平島 学園	510372
〃 諏訪之瀬島 学園	500291
〃 宝島 学園	510390
〃 小宝島 学園	500283
〃 恵石島 学園	510408
〃 口之島 学園	510417
指宿市立北指宿 中学校	512127

中学校名	学校コード
指宿市立南指宿 中学校	512136
〃 西指宿 中学校	512145
〃 山川 中学校	512163
〃 開聞 中学校	512172
枕崎市立枕崎 中学校	510426
〃 桜山 中学校	510435
〃 別府 中学校	510444
〃 立神 中学校	510453
南九州市立願娃 中学校	512181
〃 知覧 中学校	510525
〃 川辺 中学校	510534
南さつま市立加世田 中学校	510462
〃 万世 中学校	510480
〃 大笠 中学校	500143
〃 坊津 学園	500186
〃 金峰 学園	512334
日置市立東市来 中学校	512253
〃 伊集院 中学校	512271
〃 伊集院北 中学校	512280
〃 土橋 中学校	512289
〃 日吉 学園	500267
〃 吹上 中学校	512325
いちき串木野市立串木野 中学校	512208
〃 市来 中学校	512244
薩摩川内市立川内北 中学校	510543
〃 川内中央 中学校	510552
〃 川内南 中学校	510561
〃 水引 中学校	510570
〃 平成 中学校	510597
〃 福脇 中学校	510606
〃 入来 中学校	510615
〃 東郷 学園	500216
〃 那答院 中学校	510669
〃 里 中学校	510678
〃 海星 中学校	510714
さつま町立宮之城 中学校	510642
阿久根市立阿久根 中学校	512343
〃 鶴川内 中学校	512361
〃 三笠 中学校	512370
出水市立出水 中学校	512379
〃 米ノ津 中学校	512388
〃 鶴荘 学園	500194
〃 米ノ津中学校桂島 分校	512415
〃 大川内 中学校	512406
〃 高尾野 中学校	512424
〃 江内 中学校	512433
〃 野田 中学校	512442
長島町立鷹巣 中学校	512451
〃 川床 中学校	512460

中学校名	学校コード
長島町立獅子島 中学校	512469
〃 長島 中学校	512478
〃 平尾 中学校	512487
伊佐市立大口中央 中学校	500151
〃 菱刈 中学校	512523
霧島市立国分 中学校	510732
〃 木原 中学校	510741
〃 国分南 中学校	510750
〃 舞鶴 中学校	510759
〃 溝辺 中学校	510813
〃 陵南 中学校	510822
〃 横川 中学校	510831
〃 牧園 中学校	510858
〃 霧島 中学校	510867
〃 隼人 中学校	510876
〃 日当山 中学校	510885
〃 牧之原 中学校	510903
姶良市立加治木 中学校	510768
〃 帖佐 中学校	510777
〃 重富 中学校	510786
〃 山田 中学校	510795
〃 蒲生 中学校	510804
湧水町立栗野 中学校	510840
〃 吉松 中学校	510849
曾於市立末吉 中学校	510993
〃 大隅 中学校	500003
〃 財部 中学校	510966
志布志市立松山 中学校	511011
〃 志布志 中学校	511020
〃 有明 中学校	511047
〃 宇都 中学校	511056
〃 伊崎田 中学校	511065
〃 悠志 学園	500321
大崎町立大崎 中学校	511074
鹿屋市立鹿屋 中学校	511146
〃 鹿屋東 中学校	511209
〃 第一鹿屋 中学校	511155
〃 田崎 中学校	511164
〃 大始良 中学校	511173
〃 花園 中学校	511191
〃 高隈 中学校	511200
鹿屋市立輝北 中学校	500135
〃 串良 中学校	511218
〃 細山田 中学校	511227
〃 上小原 中学校	511236
〃 吾平 中学校	511317
垂水市立垂水中央 中学校	500070
東串良町立東串良 中学校	511245

学校コード一覧

中学校名	学校コード
錦江町立錦江 中学校	500054
〃 田代 中学校	511398
南大隅町立根占 中学校	511362
〃 第一佐多 中学校	511416
肝付町立内之浦 中学校	511254
〃 岸良 学園	500275
〃 高山 中学校	511281
〃 波野 中学校	511290
〃 国見 中学校	511299
西之表市立種子島 中学校	500062
中種子町立中種子 中学校	511515
南種子町立南種子 中学校	511524
屋久島町立中央 中学校	500100
〃 金岳 中学校	511560
〃 岳南 中学校	511578
〃 安房 中学校	511587
奄美市立名瀬 中学校	511596
〃 金久 中学校	511605
〃 朝日 中学校	511614
〃 小宿 中学校	511623
〃 大川 中学校	511632
〃 崎原 中学校	511650
〃 芦花部 中学校	511641
〃 住用 中学校	511740
〃 市 中学校	511749
〃 東城 中学校	511758
〃 赤木名 中学校	511929
〃 笠利 中学校	511938
大和村立大和 中学校	511659
宇検村立田検 中学校	511704
〃 久志 中学校	511713
宇検村立名柄 中学校	511722
〃 阿室 中学校	511731
瀬戸内町立篠川 中学校	511776
〃 薩川 中学校	511794
〃 諸鈍 中学校	511821
〃 伊子茂 中学校	511830
〃 池地 中学校	511848
〃 与路 中学校	511857
〃 古仁屋 中学校	511866
瀬戸内町立阿木名 中学校	511875
〃 油井 中学校	511893
龍郷町立龍南 中学校	511902
〃 龍北 中学校	511911
〃 秋徳 中学校	511920
喜界町立喜界 中学校	500119

中学校名	学校コード
徳之島町立亀津 中学校	511974
〃 井之川 中学校	511983
〃 尾母 中学校	511992
〃 東天城 中学校	512001
〃 山 中学校	512010
〃 手々 中学校	512019
天城町立天城 中学校	512028
〃 北 中学校	512037
〃 にしあぎな 学園	512046
〃 にしあぎな三京 分校	500330
伊仙町立伊仙 中学校	512055
〃 面縄 中学校	512064
〃 犬田布 中学校	512073
和泊町立和泊 中学校	512082
〃 城ヶ丘 中学校	512091
知名町立知名 中学校	512100
〃 田皆 中学校	512109
与論町立与論 中学校	512118
鹿児島大学教育学部附属 中学校	512532
鹿児島県立楠幸 中学校	500160
鹿児島県立いろは 中学校	500313
鹿児島盲学校 中学部	512640
鹿児島聾学校 中学部	512649
武岡台特別支援学校 中学部	512658
鹿児島特別支援学校 中学部	512667
鹿児島南特別支援学校 中学部	500305
皆与志特別支援学校 中学部	512685
指宿特別支援学校 中学部	512694
南薩特別支援学校 中学部	512703
串木野特別支援学校 中学部	512712
出水特別支援学校 中学部	512721
加治木特別支援学校 中学部	512730
牧之原特別支援学校 中学部	512739
鹿屋特別支援学校 中学部	512748
中種子特別支援学校 中学部	512757
大島特別支援学校 中学部	512766
鹿児島大学教育学部 附属特別支援学校 中学部	512541

中学校名	学校コード
鹿児島純心女子 中学校	512550
ラ・サール 中学校	512559
大口明光学園 中学校	512568
鹿児島修学館 中学校	512577
れいめい 中学校	512586
池田学園池田 中学校	512595
志事館 中等部	512604
鹿児島青英館 中学校	512613
神村学園 中等部	512622
鹿児島第一 中学校	512631
鹿児島盲学校 中学部	512640
鹿児島聾学校 中学部	512649
武岡台特別支援学校 中学部	512658
鹿児島特別支援学校 中学部	512667
鹿児島南特別支援学校 中学部	500305
皆与志特別支援学校 中学部	512685
指宿特別支援学校 中学部	512694
南薩特別支援学校 中学部	512703
串木野特別支援学校 中学部	512712
出水特別支援学校 中学部	512721
加治木特別支援学校 中学部	512730
牧之原特別支援学校 中学部	512739
鹿屋特別支援学校 中学部	512748
中種子特別支援学校 中学部	512757
大島特別支援学校 中学部	512766
鹿児島大学教育学部 附属特別支援学校 中学部	512541

県外中学校など 記載のない中学校等	999999
----------------------	--------

住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曾於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
姶良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
姶良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：予約募集）

学校が記入

※裏面の保護者自署欄以外は、全て申請者（生徒本人）が記入すること。

学校名	鹿児島市町 村立 中学校 学 園 義務教育学校	学校コード	111111
氏名	フリガナ イクエイ タロウ 育英 太郎	生年月日	昭和 平成 〇〇年 5月 1日

家族住所等	〒 890 - 8577	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 〇-〇
	住所コード 4 6 2 0 1	住所コード一覧から転記	
	アパート名 (マンション) 部屋番号	コーポ育英301号室	電話番号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ※携帯電話番号を記入した場合は、続柄 (母)
※ 入学後の通学区分		自宅通学 ・ 自宅外通学	

進学希望校	名称	〇〇高校	※国公立・私立 ※全・定・通	学科名	普通科
	貸与開始から卒業までの正規の修学期間		令和9年4月から令和12年3月まで (3 年間)		
			看護科は5年、通信制・定時制は4年と記入		

※世帯の状況	・ひとり親世帯 (※再婚している場合は除く。) ・生活保護受給世帯 ・児童養護施設等入所 ・該当なし
--------	---

生計維持者について					
※生計維持者は申請者の父母（2名）です。（ひとり親世帯等を除く。） 父母がいない場合は、これに代わって家計を支えている者となります。					
	本人との続柄	氏名	年齢	※所得額課税額証明書を提出する場合は記入	
				課税標準額	市町村民税調整控除額及び市町村民税調整額
1	父	育英 秋男	45	1,681,000 円	調整控除額 1,500 円 調整額 0 円
2	母	育英 春子	45	0 円	調整控除額 0 円 調整額 0 円

生計維持者が扶養する子どもについて						
	本人との続柄	氏名	年齢	在学学校		育英財団の奨学生又は返還中の場合は奨学生番号（7桁）を記入してください。
				学校名	学年	
1	本人	育英 太郎	15	〇〇中学校	3	
2	姉	育英 花子	17	〇〇高校	2	XXXXXXXX
3	弟	育英 二郎	10	〇〇小学校	4	
4						奨学生番号（7桁）を記入
5						
6						
7						

奨学金貸与申請に至った家庭の生活状況やその他特記すべき事情を詳しく記入してください。

高等学校等での目標（頑張りたいことや希望進路等）を100文字以上で記入してください。

奨学金は、給付型（もらう）ではなく、貸与型（借りる）であり、卒業後は、必ず返還が必要となります。卒業後の奨学金返還の計画、決意を記入してください。

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与して下さるよう申請します。

令和 年 月 日

本人 氏名
(本人自署)

育英 太郎

各自自署すること。

保護者 氏名
(保護者自署)

育英 秋男

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

【注意事項】

- (1) ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- (2) 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。
- (3) 「貸与開始から卒業までの正規の修学期間」欄は、看護学科の場合5年間、通信制・定時制の場合4年間。

* 御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。



令和9年度高等学校等奨学生予約募集チェックシート

チェック欄に○印またはレ点を、該当しない項目には斜線を記入し、学校へ提出してください。

申請者氏名（ ）

	チ　エ　ッ　ク　項　目	申請者 チェック	学校 チェック
確認事項	この奨学金は、奨学金を借りた人が返している返還金を、次の世代の奨学生に貸与（貸付）する資金となる仕組みであることを理解していますか。		
	奨学金の貸与を受けるのは、申請者（生徒）本人であり、奨学金の貸与終了後は、申請者（生徒本人）及び連帯保証人に返還の義務があります。 高等学校等卒業後は、どのように奨学金を返還していくのか、家族等の関係者間で話し合いましたか。		
	記入にあたって、黒か紺のボールペンで書いていますか。 ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）は使用不可です。		
奨学金貸与申請書	申請者（生徒本人）が全て記入 していますか。		
	申請書は、全ての欄をもれなく記入又は該当する部分を○で囲んでいますか。		
	家族の電話番号欄に、携帯電話番号を記入した場合、誰の携帯電話番号であるか続柄を記入しましたか。		
	生計維持者（原則、父母2人）について、続柄・氏名を正しく記入してありますか。 ※生計維持者は、参考資料「生計維持者について」で確認できます。		
	生計維持者の「課税標準額」・「市町村民税調整控除額」等が記入してありますか。 ※0円の場合も「0」を記入してください。		
	生計維持者が扶養する子どものうち、育英財団の奨学金を貸与中又は返還中の者について、奨学生番号（7桁）を記入してありますか。		
	高等学校等での目標について、 生徒本人が100文字以上で記入 していますか。		
	本人と保護者の署名は、それぞれ各自で記入 していますか。		
所得額課税額証明書	生計維持者全員（原則、父母2名分）の令和8年度所得額課税額証明書（原本）【市町村役場発行】又は世帯全員分の名前が記載された生活保護受給証明書（原本）が添付されていますか。		
	上記の所得額課税額証明書は、以下の項目が記載されたものですか。 ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族数及び内訳 ⑤控除等に係る本人該当区分 ⑥合計所得金額 ⑦総所得金額等 ※記載がない項目がある場合、審査が不利になったり、再提出を求められることがあります。		
推奨奨学生	「人物評価」の3項目全てに☑を記入していますか。		
	「学業成績」欄は正しく記入してありますか。		
	上記の「学業成績」が「3. 0未満」の場合、推薦所見が記入されていますか。		

奨学金関係 Q & A

1	育英財団奨学金の貸与を申請すれば、必ず採用されますか。 申請者の人物・学力・家計の基準を総合的に審査・選考します。 基準や資格を満たしていても、応募者が多い場合は、採用されないことがあります。
2	保護者は、鹿児島県内居住者でなければなりませんか。 保護者が鹿児島県内に居住していることが条件となります。（国籍不問） 県外に居住している場合、お住まいの自治体へお問い合わせください。
3	県外の高等学校等に進学を希望していますが、申請はできますか。 保護者が鹿児島県内に居住していれば、申請できます。 ただし、保護者が県外へ転出した場合は、取消しになります。
4	生活保護を受給していますが、奨学金の申請は可能ですか。 申請は可能です。 ただし、奨学金等の貸付を受けなくても、高等学校への就学が可能となるよう、生活保護で高等学校等就学費を給付される制度があります。 奨学金の貸与を希望される場合、保護費等が減額調整される場合もありますので、事前に福祉事務所等に相談してください。
5	入学前に奨学金の貸与を受けたいのですが、入学一時金等の制度はありますか。 ありません。 なお、市町村で高等学校入学者向けの一時金貸与を実施している場合がありますので、詳細についてはお住まいの市町村へお問い合わせください。
6	育英財団奨学金と他の団体が実施する奨学金を併せて申請したいのですが、併用は可能ですか。 育英財団は日本学生支援機構との併用は認めていませんが、それ以外の団体が実施する奨学金の併用を認めています。 ただし、育英財団との併用を認めていない奨学金もありますので、申請前に併用したい奨学金の実施団体へお問い合わせください。
7	生計維持者である父（母）は無職ですが、所得額課税額証明書は必要ですか。 無職であっても必ず生計維持者全員の所得額課税額証明書の提出が必要です。
8	同居の兄弟や祖父母の所得額課税額証明書の提出は必要ですか。 生計維持者（原則、父母）以外の所得額課税額証明書の提出は必要ありません。
9	育英財団奨学金の貸与を受けている兄姉がいる場合、弟妹は貸与の申請ができますか。 申請できます。 財団で審査の上、採用が決定した場合は、貸与を受けることができます。

奨学金関係 Q & A

10	予約募集で不採用となった場合、在学募集に再申請できますか。
	予約募集で不採用であっても、在学募集に再申請できます。 なお、在学募集申請時に基準を満たしていれば採用となる場合もあります。

11	第二連帯保証人に年齢制限はありますか。
	年齢制限はありません。 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人と別生計である成年者で、連絡先が明確であって、債務保証能力のある方を選定できます。 この条件を満たす者であれば、例えば、無職の祖父（70歳）であっても第二連帯保証人に選定できます。 ただし、いずれの連帯保証人も自己破産者（免責になった者も含む。）及び再生債務者等保証能力がない人は認められません。 選定された連帯保証人は、採用候補と認定された後に提出する「誓約書・奨学金借用証書」への自署及び印鑑登録証明書の提出が必要です。

12	奨学金はいつ頃交付されますか。																		
	5月・7月・10月・1月の10日が交付日になります。 ただし、予約募集採用者の第1回交付（4～6月分）は5月末、在学募集採用者の第1回交付（4～9月分）は7月末を予定しています。 なお、交付日が土・日及び祝日の場合は、前営業日を予定しています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当月</th><th>継続者</th><th>予約採用</th><th>在学採用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月～6月分</td><td>5月10日</td><td>5月末</td><td rowspan="2">7月末</td></tr> <tr> <td>7月～9月分</td><td>7月10日</td><td>7月10日</td></tr> <tr> <td>10月～12月分</td><td>10月10日</td><td>10月10日</td><td>10月10日</td></tr> <tr> <td>1月～3月分</td><td>1月10日</td><td>1月10日</td><td>1月10日</td></tr> </tbody> </table>	該当月	継続者	予約採用	在学採用	4月～6月分	5月10日	5月末	7月末	7月～9月分	7月10日	7月10日	10月～12月分	10月10日	10月10日	10月10日	1月～3月分	1月10日	1月10日
該当月	継続者	予約採用	在学採用																
4月～6月分	5月10日	5月末	7月末																
7月～9月分	7月10日	7月10日																	
10月～12月分	10月10日	10月10日	10月10日																
1月～3月分	1月10日	1月10日	1月10日																